

当院における患者さんの診療情報や検体の取り扱いについて

当院では、診療に際して得られた「診療情報」及び「検体」について、本来の診療業務以外に、教育、精度管理、研究、がんの登録事業等にも使用させていただく場合があります。この場合には、当院の個人情報保護方針に従い、明示された利用目的以外には、使用しないことをお約束いたします。

1. 患者さんの「診療情報」と「検体」とは

「診療情報」

- ① 診療録（カルテ）への記載内容
- ② レントゲン、内視鏡、身体の写真などの画像情報
- ③ 血液検査、病理検査などの検査結果

「検体」

- ① 血液や尿などの検査後の残余（残った）検体
- ② 病理検体：患者さんの体（からだ）から手術、組織診検査、細胞診検査のために採取された臓器、組織及び細胞のことをいいます。

2. 本来の診療業務以外の利用目的

- ① 教育：当院では、職員に対する教育、研修に加え、医学生、看護学生をはじめとする医療系の学生教育にも積極的に取り組んでおります。このような教育の現場において、患者さんの診療情報や検体を使用させていただく場合があります。教育を受ける職員、学生に対しては、守秘義務についてはその都度周知しております。
- ② 精度管理：常に正しい検査結果が得られるように検査機器や検査行程などをチェックして管理することです。このために、みなさまから得られた残余検体や画像所見などを使用させていただく場合があります。
- ③ 研究：医学の発展に寄与するために医療における疾病予防、診断方法と治療方法の開発や改善、疾病原因や病態の解明などを目的に、科学的に検討を行うことです。個々の研究については、臨床研究の倫理指針など様々な法規・規範を順守し、院内の倫理委員会で審査承認を受けてから行われます。また、その結果は、学術雑誌や学会、当院ホームページなどで公表されますが、その際、個人を特定できる情報は一切公表されません。
- ④ がんの登録事業：国が都道府県と連携して行う全国がん登録と院内で行う院内がん登録があり、がん予防の推進、がん医療の向上を図り、国民の健康政策に役立てることを目的として行います。がん登録推進法に従い、個人情報の取り扱いには万全の注意を払ったうえで行います。

3. 「当院における患者さんの診療情報や検体の取り扱いについて」への同意と不同意

- ① 同意いただける場合は、特に何も手続きする必要はございません。
- ② 同意いただけない場合は、主治医・担当医へお申し出いただくとともに、別にお渡しする「不同意書」へのご記入をお願いいたします。
- ③ 不同意書は、「当院における患者さんの診療情報や検体の取り扱いについて」に同意いただけない場合にのみ提出してください。不同意書が提出されない場合は、同意いただいたものとさせていただきます。
- ④ また、未成年者については、保護者の方にご判断いただいておりますが、後にご自身で判断できる年齢になり、ご本人から申し出がありましたらその意思を尊重させていただきます。
- ⑤ なお、同意いただけない場合でも、皆様の診療に何ら影響することはなく、診療上の不利益を被ることはありません。
- ⑥ 上記の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、法令に基づく場合など特別な場合を除き、あらかじめ患者さんの同意をいただきます

以上の事柄につきまして、疑問点などございましたら、当院の「個人情報保護相談窓口」に、遠慮なくお問い合わせください。担当者が詳しくご説明いたします。

平成30年4月1日

独立行政法人国立病院機構
広島西医療センター 院長